

10 飲酒と健康

はじめに

学習指導要領にどのように書かれているかを確認することから始めます。この単元は学習指導要領上の位置づけとしては、

イ 健康の保持増進と疾病の予防

（イ）喫煙、飲酒と健康の内容に該当します。

指導要領解説には、

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にしたい気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることも適宜触れるようにする。

また、内容の取扱いとして

喫煙と飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻などを扱うものとする。

と書かれています。

【理解できるようにすること】

- 飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があること。
- 飲酒による健康課題を防止するには、個人への働きかけ及び社会環境への適切な対策が必要であること。

【触れるようにすること】

- 飲酒の周囲の人々や胎児への影響

【適宜触れるようにすること】

- 好奇心、自分自身を大切にしたい気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、エチルアルコールの薬理作用などが、飲酒の開始や継続の要因となること

授業づくりの実際（指導と評価の一体化を意識して）

内容の取扱いの（８）には、指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。となっています。これは、「保健」の指導に当たっては、知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくことを示したものである。指導に当たっては、ディスカッション、ブレインストーミング、ロールプレイング（役割演技法）、実習や実験、課題学習などを取り入れること、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進することなど多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものです。

《例示》

【知識・理解】→指導方法と評価方法の検討

- 飲酒の短期的影響について
- 飲酒の長期的影響について
- 飲酒の周囲や胎児への影響について

【思考・判断】→指導方法と評価方法の検討

- 飲酒開始の個人的な要因にはどのようなものがあるだろうか。
- 飲酒開始の社会的な要因にはどのようなものがあるだろうか。
- 飲酒の健康被害を防ぐために、どのような対策がとられているかを、グループで話し合ってみよう。

【関心・意欲・態度】→評価方法の検討

- 今日の学習のどの場面でどのように評価するか。

上記の指導方法や評価方法を念頭に、指導内容の順序や発問の仕方、知識を活用する学習活動の取り入れ方などを工夫し、1時間の授業を組み立てていきます。

本単元のキーワード

「急性アルコール中毒」「アルコール依存症」「長期飲酒の健康影響」